

平成26年12月25日開催

新庄市農業委員会第7回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成26年12月）議事録

1. 開催日時 平成26年12月25日（木）午前10時00分
2. 開催場所 新庄市議会議場
3. 出席委員（19名）

1番 星川 豊	2番 高橋 眞
3番 高橋 和彦	4番 樋口 彦弥
5番 高橋 敏行	6番 海藤 芳正
7番 伊藤 忠男	8番 今田 則雄
10番 清水 清秋	12番 柏倉 嘉門
13番 佐藤喜代志	14番 今田 栄二
15番 井上 茂雄	16番 吉野 昭男
17番 星川 勇吉	18番 清水 哲夫
19番 笹 行也	20番 三原 常男
21番 齋藤 謙二	

4. 欠席した委員（2名）

9番 畠腹 銀蔵 11番 小嶋 忠昭

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 議案第27号 農用地利用集積計画について
- 日程第 7 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第 8 報告第14号 地目変更登記に係る法務局からの照会について
- 日程第 9 報告第15号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

局 長	浅沼 玲子	主 査	鏡 彰広
主 事	渡部 瑞姫	主 事	鈴木 啓太

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成26年度新庄市農業委員会第7回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は19名でございます。選挙による委員の出席は14名、欠席通告者は、萩野地区の小嶋忠昭委員、畠腹銀蔵委員の2名でございます。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第7回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に16番の吉野昭男委員と21番の齋藤謙二委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

ここで、高橋敏行委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席を求めます。

○議長

暫時休憩をします。

<「高橋敏行委員」退場>

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区1番までの14件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○3番

議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄1番について、12月19日に聴き取り調査しました。同一世帯であり、祖父から孫への贈与ということであり、農地法第3条第2号の各項に該当しないため、許可相当と判断いたしましたのでよろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄2番についてですが、12月20日に調査しました結果、事由は詳細のとおりで、所有権移転、売買ということで問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄3番についてですが、12月20日に調査しました結果、事由は詳細のとおりで、所有権移転、売買ということで問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の4番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区4番ですが、12月20日に調査しました結果、事由は詳細のとおりで、使用貸借権の再設定ということで問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の5番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄5番についてですが、12月20日に調査しました結果、事由は詳細のとおりで、使用貸借権の再設定ということで問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の6番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄6番についてですが、12月20日に調査しました結果、事由は詳細のとおりでございます。なんら問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の7番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄7番について調査報告をいたします。12月21日に調査しましたところ、事由は詳細のとおりであり、賃借権の新規設定ということで問題ありませんでしたのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○2番

議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、稲舟地区1番について調査報告をいたします。12月21日双方に確認の結果、△△さんは新規就農者でありますので何ら問題ありませんので、よろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の2番について調査報告をお願いします。

○2番

稲舟地区2番について、12月21日に調査した結果、△△さんと△△さん双方に確認したところ、小作料が安いのですが、当該土地は荒れ地のため、△△さんが開墾しながら耕作をするということでしたので、この度の小作料は妥当な線ではないかと判断いたしましたのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区1番につきまして、12月21日に調査確認をいたしました。△△さんはすでに新庄には住んでおらず、この度、△△さんに農地をお願いするということでしたので、問題ありませんでしたのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区2番につきまして12月21日の日に調査確認をいたしました。事由は詳細のとおり、問題ありませんでしたのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の3番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区3番につきまして、12月21日に調査した結果を報告します。△△さんは高齢のため、△△さんをお願いしたということで、問題ありませんのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の4番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区4番について、12月21日に調査確認したところ、同一世帯であり、経営移譲年金受給のための使用貸借権の再設定でありますので、問題ありませんのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第23号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

<「高橋敏行委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

次に、日程第3、議案第24号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いた

します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第24号農地法第4条の規定による許可申請について、稲舟地区1件、八向地区1件でございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、2件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○16番

議案第24号農地法第4条の規定による許可申請について、稲舟地区1番について、12月19日調査した結果、事由は詳細のとおり問題ございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○7番

八向1番について、12月20日調査した結果、自己用住宅の新築のための転用申請でありますので、許可相当と判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第24号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第24号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第25号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区2件、稲舟地区1件でございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、3件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区1番について、12月20日聴き取り調査を行いました。△△さんと△△さんは、本家、別家の間柄であります。場所は宅地のすぐ脇ですので許可相当と判断いたしました。よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○5番

新庄地区2番について、12月19日に調査いたしました。事由は事務局の説明のとおりで問題ございませんでしたので、よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○2番

稲舟1番について、12月21日調査した結果、△△さんと△△さんは兄弟であります。△△さんが家庭菜園をするための所有権の移転であります。事由は事務局説明のとおりで、なんら問題ございませんでしたのでよろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第25号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第25号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に、日程第5、議案第26号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第26号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番から萩野地区1番までの2件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、2件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○5番

新庄地区1番について、12月19日に電話で調査、確認しました。長年農地を借りていましたが、この度米作りをやめるということで解約に至りました。問題ございませんのでよろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○21番

萩野地区1番について報告いたします。12月21日に調査した結果、事由は詳細のとおり問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第26号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第26号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第6、議案第27号農用地利用集積計画についてを上程いたします。

ここで、三原常男委員、井上茂雄委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席を求めます。

○議長

暫時休憩をします。

<「三原常男委員、井上茂雄委員」退場>

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第27号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区7番までの41件につきまして、議案書に基づき朗読し、ご説明いたします。

(議案書を朗読し、個別の農用地利用集積計画の要請内容を説明)

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった、所有権移転10件、賃借権設定31件について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第27号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第27号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

<「三原常男委員、井上茂雄委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第7、報告第13号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第13号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区1番までの4件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、4件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第13号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第13号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第8、報告第14号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第14号地目変更登記に係る法務局からの照会について、稲舟地区1件、萩野地区2件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、3件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第14号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第14号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第9、報告第15号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第15号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、稲舟地区2件、萩野地区3件ございましたので、議案書に基づき、ご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第15号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第15号農業者年金に関する裁定請求書等の確認に

については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。
これをもちまして、新庄市農業委員会第7回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成26年12月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 吉野 昭男

議事録署名委員 齋藤 謙二